

議員報酬等の支給の停止等について(条例一部改正)

久留米市議会議員が、刑事事件の被疑者として逮捕等され、または被告人として起訴された場合に、議員報酬及び期末手当の支給の停止等を行うため、「久留米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の一部を改正する。

内容は以下のとおり。

1. 議員報酬の支給の停止

(1) 刑事事件の被疑者又は被告人として、逮捕・勾留・その他身体を拘束する処分を受けた場合

ア. 刑事事件の範囲

「有罪の判決が確定すれば議員失職となる可能性がある罪」に問われた刑事事件とする。

※公職選挙法第 11 条、第 252 条または、政治資金規正法第 28 条に規定された被選挙権を有しなくなる(失職となる)刑に処せられる可能性のある犯罪。

イ. 支給停止の方法

逮捕・勾留・その他身体を拘束する処分を受けている期間について、日割りで計算した額の議員報酬の支給を停止する。

なお、当月分の議員報酬をすでに支給していた場合は、翌月末日までに返納してもらう。

例： 11月7日に逮捕⇒11月6日までの報酬を支給、7日から支給停止。

(11月支給日は6日間分を支給)

12月2日に釈放⇒起訴されなかったときは、11月7日～12月2日までの支給停止されていた報酬を支給。

(12月支給日は12月分と11月7日～30日の分を合わせて支給)

(2) 刑事事件の被告人として起訴された後、身体的拘束を受けていない場合

ア. 起訴内容の範囲

(1)アと同じ。

イ. 支給停止の方法

起訴された日から判決確定日までの期間のうち、身体的拘束を受けていない期間において、下記(ア)(イ)に反した場合は、欠席した日の属する月の議員報酬の支給を停止する。

なお、当月分の議員報酬をすでに支給していた場合は、翌月末日までに返納してもらう。

(ア)定例会(臨時会)の期間・・・初日と最終日の本会議及び所属する委員会には必ず出席すること。

なおかつ会期中の出席すべき日の2分の1以上を出席すること。

(イ)それ以外の期間・・・所属する委員会には必ず出席すること。

(ア)の例: 定例会における本会議及び所属する常任委員会でも8日間出席しなければならない場合、4日以上(初日、最終日、常任委員会のほかに1日以上)出席しなければ、その月の報酬が支給停止となる。(初日の本会議を欠席した場合、その時点で、その月の報酬の支給停止が決定する)

ウ. 出席の取り扱い

公務上の災害、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第1項の感染症及び裁判所への出廷による欠席については、支給停止に係る欠席とはみなさない。

2. 期末手当の支給停止

基準日(6月1日と12月1日)以前の6カ月以内に議員報酬を支給停止された期間がある場合は、その期間の日数に応じて、日割りによって計算した額の支給を停止する。

例: 12月期末手当(12月1日基準日)支給時に11月7日逮捕され、報酬支給停止中であるとき
⇒183日分(6月～11月)の24日分(11月7日～30日)は期末手当の支給停止となる。
⇒その後起訴されなかったならば支給停止分を支給する。(翌月の議員報酬支給日)

3. 支給停止された議員報酬及び期末手当の取り扱い

上記の1～2により支給を停止された議員報酬及び期末手当について、以下のとおり取り扱う。

- (1) 起訴されなかったときは、それまでの支給停止分を支給する。(翌月の議員報酬支給日)
- (2) 無罪判決が確定したときは、それまでの支給停止分を支給する。(翌月の議員報酬支給日)
- (3) 有罪判決が確定したときは、それまでの支給停止分は支給しない。

4. 有罪確定後の刑の執行に伴う不支給について

議員失職となる可能性がある罪で起訴され、有罪が確定したとしても、結果的に議員失職にまでは至らず、刑の執行により一定期間刑事施設に拘置される場合(拘留)があるが、その期間は議員報酬を支給しないこととし、その不支給とする額は日割りで計算する。また、不支給期間に係る分の期末手当は支給しない。

5. 施行日

改正後の条例は平成26年7月1日から施行する。